

食事支給に係る所得税の 非課税限度額を引き上げます

従業員に対する食事の現物支給について所得税の
非課税限度額を7,500円に引き上げます

POINT!

1 非課税限度額が3,500円/月→7,500円/月に!

2 食事支給を通じた、
従業員の福利厚生の実を後押しします!

対象者

従業員 ※業種・規模等問わず、適用可能です

措置内容

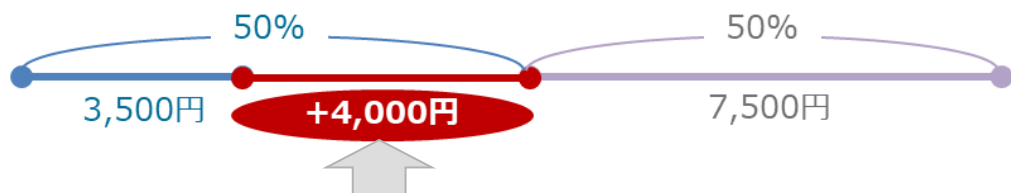
①従業員が食事価額の50%以上を負担
かつ

②会社負担額が7,500円/月以下 の場合に、
会社負担額分が従業員の所得税計算上、非課税となります。

(活用イメージ)

以下の場合、会社負担額の7,500円が従業員の所得税計算上非課税

会社負担 : 7,500円
従業員負担 : 7,500円



令和8年度税制改正で引き上げ

措置期間

期限の定めなし ※所得税基本通達36-38の2に基づく取扱いです。

※令和8年4月1日以後に支給する食事に適用することができます。